平成２１年（フ）第５６号
兵庫県美方郡新温泉町諸寄1301番地
破産者　岡田　熊吉
1　決定年月日　平成21年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２１年（フ）第６３号
兵庫県豊岡市山本206番地の14
破産者　岩崎組こと　岩崎　克也
1　決定年月日　平成21年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２０年（フ）第２１９３号
福岡市早良区原８丁目16番18号、開始決定時の住所福岡市早良区飯倉３丁目39番７号
破産者　山口　一志
1　決定年月日　平成21年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２０年（フ）第３０００号
福岡県前原市大字高祖1038番地
破産者　井上　丈史
1　決定年月日　平成21年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第５５９号
福岡市早良区有田１丁目18番２―504号
破産者　高井　辰雄
1　決定年月日　平成21年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２８４号
盛岡市永井16地割102番地２　Ｃ棟
破産者　佐藤　俊哉
1　決定年月日　平成21年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第５５６号
盛岡市東黒石野３丁目４番16号　タウンハウスＬ101号、旧住所盛岡市黒石野１丁目17番29号
破産者　川口　　亨
1　決定年月日　平成21年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第４４号
秋田県能代市清助町６番４号
破産者　本庄　　實
1　決定年月日　平成21年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所能代支部

平成２１年（フ）第６４号
秋田県能代市鰄渕字下悪戸111番地１　コーポ石川２号
破産者　渡部　慎一
1　決定年月日　平成21年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所能代支部

平成２１年（フ）第１２１号
秋田県北秋田市東横町４番３号
破産者　中島食品こと　中島　勇吉
1　決定年月日　平成21年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大館支部

平成２１年（フ）第３５２号
神奈川県愛甲郡愛川町中津3560　ハイムハラ88―209、旧住所神奈川県中郡大磯町大磯1511番地
破産者　吉川　雅之
1　決定年月日　平成21年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第４７２号
静岡市清水区村松318番地の２、前住所静岡市清水区三保92番地の10
破産者　小川　正晃
1　決定年月日　平成21年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１６２３号
名古屋市名東区扇町１丁目11番地の１　アルファ星が丘寮206号
破産者　濱﨑　康明
1　決定年月日　平成21年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１７９９号
名古屋市北区福徳町３丁目18番地　福徳荘５棟501号　土屋トシ子方、開始決定時の住所名古屋市西区八筋町47番地　エクセレント上小田井102号
破産者　本杉　健一
1　決定年月日　平成21年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２４９９号
愛知県北名古屋市西之保立石13番地３
破産者　大野　　愛（旧姓川瀬）
1　決定年月日　平成21年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２０年（フ）第２８５２号
大阪市都島区都島本通２丁目４番３号　嵯峨マンション13号
破産者　矢野　憲良
1　決定年月日　平成21年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第８０７６号
大阪府東大阪市鷹殿町11番５号501号
破産者　梅田　清子
1　決定年月日　平成21年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第９６４０号
大阪市淀川区加島１丁目23番２―202号
破産者　岡本　達雄
1　決定年月日　平成21年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第９９５７号
大阪市天王寺区筆ケ崎町２番16号和晃ビル４Ｂ号、開始決定時の住所大阪市天王寺区玉造元町３番14―1001号
破産者　西山　　輝
1　決定年月日　平成21年12月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部